

議案第73号

## 静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条中「退職した者」の次に「(第11条の2第8項に規定する認定を受けて定年退職日（静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。）の1年前までに退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを含む。）」を加える。

第11条第1項中「停職」の次に「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業」を加える。

第13条第5項中「総称する。）が」の次に「、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。